

福知山市環境にやさしい米づくり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月19日

福知山市環境にやさしい米づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境にやさしい米づくりを支援し、付加価値の高い有機JAS認証米及び特別栽培米を生産する農業者等に対し、予算の範囲内において福知山市環境にやさしい米づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者、農事組合法人、農産物の生産を行う法人その他農業者の組織する団体をいう。
- (2) 有機JAS認証米 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証され、有機JASマークが付された米をいう。
- (3) 特別栽培米 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年4食流第3889号）に基づき生産された米をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住又は事業所のある農業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者
- (2) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第3号に掲げる暴力団員等の構成員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、販売を目的に有機JAS認証米又は特別栽培米を栽培する事業とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、取組面積は1アール以上とし、少数点以下は切り捨てるものとする。

- (1) 有機JAS認証米 取組面積に対し、10アール当たり6,000円を乗じた額
- (2) 特別栽培米 取組面積に対し、10アール当たり3,000円を乗じた額

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
(事業期間)

第6条 本事業の交付対象期間は、本要綱施行日から令和9年3月31日までとする。
(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、同一の補助対象者において最大3年間とする。
(実施計画の申請)

第8条 本事業を実施しようとする補助対象者は、福知山市環境にやさしい米づくり支援事業実施計画承認申請書を市長に提出するものとする。
(実施計画の承認)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を事業実施計画承認(不承認)書により、当該申請をした者に通知するものとする。
(実施計画の変更等)

第10条 前条の規定により承認を受けた者は、事業実施計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに事業実施計画変更承認申請書を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。
(交付申請)

第11条 補助金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、福知山市環境にやさしい米づくり支援事業補助金交付申請書に関係書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(交付の決定及び通知)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。
(実績報告書)

第13条 補助金の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、速やかに福知山市環境にやさしい米づくり支援事業補助金実績報告書に出荷・販売伝票等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、取組面積が10アール以上の場合、出荷・販売伝票等の写しの提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
(補助金の交付)

第14条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、当該の確定通知書の写しを添えて、所定の請求書により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
(補助金の交付の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(書類の保存等)

第16条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、申請書、通知書等の様式その他この事業に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年度事業から適用する。